宿舎の保全業務委託の契約希望者募集要項(公募)

宿舎の保全業務委託の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者) 契約担当官 海上自衛隊東京業務隊経理科長 服部 敦

記

1 調達品目

令和3年度、4年度、5年度における宿舎の保全業務委託

- 2 公募に応募できる者の資格
 - 応募できる者は、次に掲げる次の事項のすべてに該当する者とする。
- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4)前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとするものでないこと。
- (5)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適

正な契約の履行が確保される者であること。

- (6) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (7) 本事業の履行能力を有する者
- (8) 技術力に関する要件

警備履行場所に警報機器等を設置し、当該装置により当該施設を常時監視し、不審者の侵入、盗難、火災及びその他の異常事態の発生を未然に防止し、異常事態発生時には、速やかに現場に急行し適切な処置を行うとともに、現場の状況に応じて、関係各署への通報が可能な技術を有すること。

(9) 警備設備に関する要件

警備に必要な機器等は、現在当該施設に設置されている機器を使用するか、 又は同等以上の機能を有すると認められる機器を設置でき、かつ機器等不 具合発生時は、遅滞無く修理又は交換し機能を復旧することができること。

(10)業務執行体制に関する要件

請負者が異常情報を受信した際は、請負者緊急要員は遅滞なく警備履行場所に急行できること。

(11)業務資格に関する要件

都道府県公安委員会より警備業の認定を受けており、機械警備業務の届 出書を都道府県公安委員会に届けていること。

3 参加表明

応募する者は、付紙様式に示す「参加表明書」及び「資格審査結果通知書(写し)」並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、上記の資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が

実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 第2項第7号から第11号に規定する体制等が整っていることを証明 する書類等

イ 下請業者に委託する場合は、下請(予定)企業一覧表 なお、委託させる業務によっては第2項に規定する能力及び体制を証明 する書類等

(2)対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象 期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について 明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

- 5 参加表明書及び技術資料の提出先等
- (1) 提出先

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 03-3268-3111 (内線57842)

(2) 申込受付期間

令和2年12月9日(水)~令和3年2月12日(金)

(3)提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、資格審査結果通知書 (写し)、技術資料共各2部

(5)新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をする ことができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

- 6 技術資料の審査等
- (1)技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部総務部総務課の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

- (2)技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部総務部総務課の担当者から設備等(下請企業の工場等を含む。)の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- 7 応募者に対する審査結果の通知 審査結果は、公募実施権者から応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1)審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(土、日及び祝日を除く。)に書面をもって申し立てることができる。

ア窓口

海上自衛隊東京業務隊会計科契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2)契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての 書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内 に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3)疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(土、 日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当 官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(土、 日及び祝日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 9 応募に当たっての留意事項
- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかっ た又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募 又は入札等を停止することができる。

- エ 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の 負担とする。
- オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
- キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、 今後必ず調達があることを保証するものではない。
- ケ 説明会は行わない。
- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3)調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの契約担当官に行うことができる。
- (4)原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

年 月 日

契約担当官 海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所 在 地 会 社 名 代表者名

印

参加 表明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公 示 番 号	調達品目
業務隊公示第8号	令和3年度、4年度、5年度における宿舎の保全業
(令和2年12月9日)	務委託

添付書類:1 資格審査結果通知書(写し)

2 技術資料